

京都市告示第511号

京都市梅小路公園条例施行規則第2条の規定に基づき、「すぎくゆめ広場内店舗」の供用時間及び供用しない日について、次のとおり臨時変更します。

平成29年12月26日

京都市長 門川 大作

区分	期間	供用時間		供用しない日	
すぎくゆめ広場内店舗	平成29年12月28日(木)から平成30年2月28日(水)まで	変更後	① 平成30年1月2日(火)から同月3日(水)まで：午前11時から午後4時まで ② 平成30年1月4日(木)から同年2月28日(水)まで：午前10時から午後6時まで	変更後	平成30年1月1日(月)
		現行	午前9時から午後6時まで	現行	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)